

石川県中央児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する

第三者評価

報告書

(令和6年度2月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関 一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で石川県中央児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	2
目次	4
総評	
総評	6
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	10
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	14
第Ⅲ部 一時保護所の運営	17
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	20
アンケート結果	
こどもアンケート結果	22

総評

(2024年10月1日(火)～2日(水) 実地調査実施分)

総 評

【優れている点】

○石川県は各児童相談所に一時保護所が配置されており、各職種が密接かつ丁寧に連携し、日常的に一時保護された子どもに対応していました。児相がチームとして機能しており、このことが適切な支援につながっていると感じられました。

○小規模一時保護所であることを生かし、家庭的な養育や個に応じた支援が行われています。小規模であることだけで適切な支援が行われるわけではありません。背景には一時保護部門の職員が高い専門性を持っていることがあげられます。一時保護所に配属される福祉職の職員は、児童相談所の相談部門の経験だけでなく、さまざまな部署を経験してきており、そのことが業務遂行上極めて有効に作用しています。さらに、新規採用職員の間口を広げることによって、職歴のある職員が採用・配属され、その経験が十分に生かされ、他の職員から信頼されている点も評価できます。

○職員のマインドが良いと感じられました。子どもに向かう気持ちは温かく、それが自然にできています。理念の言語化がなくても、今のメンバーで温かい保護所が作れています。

○一時保護施設の設備及び運営に関する基準、一時保護ガイドライン全部改定による支援のあり方を根本から検討し、第三者評価を受審するという姿勢も、過去にとらわれず質の改善に取り組んでいる証左です。

○一時保護所職員は児童福祉司のように法定研修の規定はありませんが、所内で専門性向上のために研修計画を立てて自前で実施されている点も評価されます。

○建物の老朽化、狭隘化は否めませんが、職員の工夫と意識の高さや設備の更新をこまめに行うなどによりカバーされています。

【今後に向けての提案】

○制定された一時保護施設の設備及び運営に関する基準のうち、設備の基準に関しては既存の施設には適用されませんが、現在の施設について設備運営基準や一時保護ガイドラインが求める、個別性やプライバシー確保、行動制限や所持品の扱いなど権利擁護を図っていくには限界があります。ここ数年、多くの一時保護所が開設に伴い新築されたり、建て替えられたりしています。しかしながら、新築の一時保護所が必ずしも子どもが生活し易く、職員が業務を行やすいものとなっているとは限りません。建て替えが今後控えているとのことで、建て替えにあたっては、様々な先進事例を視察されるかと思います。視察には現場職員も同行し、現地の職員と意見交換を行うなどして、ぜひ現場の意見を政策側に伝え、子どもの権利が最大限に保障でき、地域性など石川県の児童相談所に見合った一時保護所を目指していただきたいと思います。

○職員が、施設運営や子どもへの支援において共通の認識を持ち、一致した姿勢で業務に取り組んでおられます。ただし、人事異動のある組織として施設運営や子ども支援における「理念」を言葉として表現し、職員全体で共有していくことはとても重要です。理念⇒基本方針⇒計画⇒実践の流れを確実にを行い、さらに、組織がより

良くなるために必要な取り組みの流れとして、PDCA サイクル〔計画（Plan）⇒実施（Do）⇒見直し（Check）⇒改善（Act）〕があります。一時保護された子どもにどんな生活を送ってほしいのか、また、一時保護解除の時には子どもがどうなっていてほしいのかを児童相談所、一時保護所職員が議論し、言葉にしていくことによって理念が明確になります。

○一時保護所の職員はケアをととても大事にしていますが、さらに、他のところ(児童相談所内外)に出て行って子どものリアルな声を伝えていただきたいと思います。意見表明支援事業では、外部アドボケイトの確保が求められますが、一時保護所職員はそもそもフォーマルアドボカシーを担う最前線です。また、一時保護所で得た子どもの行動診断結果は、その後、児童相談所だけでなく、その子どもをめぐるあらゆる機関に非常に貴重なものです。すでに児童福祉司や児童心理司は実施していると思われませんが、一時保護所職員がこれを行う場合は、高いリアリティがあり、説得力が格段に高いと思われれます。一時保護職員の対外的なところでの積極的行動を期待します。また、児童相談所幹部がその実現への支援や調整をはかることを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○県の設置する児童相談所として、福祉専門職を採用し、常勤職員及び会計年度職員ともに、子どもにかかわる多様な業務に携わってきたバックボーンがあるため、一時保護スタッフの質（知識やスキル）は非常に高いと思われます。</p> <p>○子どもとの関わりにおいて、ストレングスを適切に把握しながらも、それが行動診断記録に反映されていないことが多いようです。子どものストレングスは、その後の支援において大きな手掛かりとなるものです。意識して記述することが必要でしょう。行動診断は、子どもの「いいところ」探しでもあると思います。</p> <p>○組織としての専門領域が明確に分化され、有効な支援が展開されています。一方で、一時保護所の職員は外部機関への発言の機会は少なく、やや遠慮しているように見受けられます。子どもに寄り添い、子どものことを一番リアルに説明できる一時保護所職員が、必要に応じて内部組織のみならず外部に伝える役割と機会を作っていただきたいと思ます。</p> <p>○積極的に視察を行うなど、先進的な自治体の実践例を学び、知見・視野を広げられることを期待します。</p>
児童相談所 (一時保護所)	<p>○設備運営基準及び一時保護所ガイドラインに則り、今年度より改革に着手したと見受けられます。さらに継続して行われることを期待します。</p> <p>○所内の各職種の連携は良好に思われました。また、多くの場面で一時保護所に対して実地的な応援が行われているなど、一時保護所側からは大変に心強いものがあります。このような姿勢は、ぜひ続けてほしいと思います。</p> <p>○一時保護所職員は、生活している子どもが常にいることから、職場を離れての学習の機会が極めて限られています。研修受講の際、代替職員の賃金の補助はありますが、認められるのは研修の日数分だけで、使い勝手はよくないと思われます。一時保護所職員が現場を離れて研修受講の際、応援体制の検討が必要かと思います。</p> <p>○先進的な施設の視察が行えるような予算配分を求めます。今後、新しい一時保護ガイドラインに沿った実践を行う上でも、移転・新築を行う上でも極めて重要と思われます。</p> <p>○児童相談所は児童福祉司部門、児童心理司部門、一時保護部門がそれぞれに任務を果たし、チームとして子どもや家庭に関わっていくものです。したがって、この三者は同等でなければなりません。しかしながら、児童福祉司・児童心理司部門と一時保護部門で、一時保護部門の立場が対等とは思えないようなところも見受けられました。相談部門が遠慮して発信しなかったり、相談部門が決めてくれると言った姿勢が感じられました。一時保護部門が、具体的生活場面で子どもの実情を把握できること、また生活の場にいるからこそ、様々な子どもの意見やその揺れ動きなどを把握できるフォーマルアドボカシーの中心的な担い手であることなどを踏まえれば、遠慮せずに児童福祉司部門や児童心理司部門に発信していけるようになるとういと思われます。それが実現できるよう、児童相談所幹部の働きかけを期待します。また、一時保護所内にとどまらず、家族との面接や要対協の個別事例検討会議に参加するなど、アウトリーチする一時保護所を目指すことができるとよいと感じられました。</p>

<p>設置自治体</p>	<p>○都市部と地方都市では求められるニーズと、設備環境(例えば敷地の広さや周辺環境)など大きな違いがあります。視察等によって得た他自治体の長所をそのままスライドするのではなく、権利擁護システムや建物構成は石川県の地域特性を十分踏まえて検討されることを期待します。</p> <p>○職員配置は、経歴を十分に考慮し、また様々な職歴のある職員で構成されています。このことが、一時保護所の職員としての高い専門性維持の一翼を担っています。この方針は、継続していただけるとよいと思います。</p> <p>○特に、夜間体制が会計年度職員に依存している状況が見受けられます。夕食後の時間は、単に自由時間でなく、子どもの不安に応えたり、相談相手になるなどケアが求められます。そのためには、正規職員の配置が求められます。正規職員による夜間体制の充実には、現状の人員では決定的に不足しています。設備運営基準による児童指導員・保育士数は満たしていますが、増員が必要です。</p> <p>○適切な健康管理や医療受診のために、看護師の配置も欠かせません。</p> <p>○心理療法担当職員の配置は新しい基準で義務付けされましたので、配置が必要です。また、児童心理司はどうしても個人としてのアセスメントが中心で、集団内力動や生活からくる心理的課題に対応するという点においても、一時保護所に心理療法担当職員が配置されることが望まれます。</p>
<p>国</p>	<p>○5年未満の新人研修等について、どのような研修が有効か、また業務多忙な中、外部主催の研修に長期間出張も難しいため、オンデマンドや苦手な領域を選択して受講できるシステムの開発を期待します。</p> <p>○一時保護施設設備運営基準が制定されたことにより、一時保護所は改革が求められています。しかし、ほとんどの一時保護所職員は、他の自治体の実践に触れることがありません。したがって、職場から施設改革していくための発想が限られてしまいます。以前、厚生労働省は「社会的養護の課題と将来像」を取りまとめ、施設の小規模ユニット化と地域小規模化の実現に向けて、具体的な例などを示しました。設備運営基準制定前から、この基準を満たしている多くの一時保護所があります。こうした例を具体的に示して、一時保護所の改革を促進する「技術的援助」が必要です。こうした取り組みによって、各自治体はより取り組みやすくなるでしょう。</p> <p>○一時保護所職員が研修受講にあたっての代替職員の賃金補助制度は、研修日のみの賃金補助です。一時保護所業務は、研修の時のみ代替できる業務ではありません。事前説明や研修日にも賃金補助が出せるよう改善を求めます。</p> <p>○一時保護所の運営や子どもへのケアの改善への熱意が高いほど、子どもの学習したい機会やモチベーションは上がります。国が率先して、学習の機会の充実を図ることを求めます。</p>

第 I 部 子ども本位の養育・支援

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○職員一人一人の子どもに関わる姿勢</p> <ul style="list-style-type: none">・職員一人一人が子どもの気持ちに寄り添った支援をしようと、一生懸命子どもと向き合い、関わっている姿勢は大変すばらしいと思いました。職員間で個々の子どもの支援の在り方について、積極的に意見を交わしていることも高く評価できます。子どもたちのアンケートやヒアリングからも、子どもたちが一時保護所で安心して過ごしていることがうかがわれました。 <p>○子どもの意思決定、意見表明支援</p> <ul style="list-style-type: none">・職員一人一人が、日頃から子どもの意見を丁寧に聞く姿勢を持っています。担当している子どもとは毎日対話するよう心掛け、そのほかにも朝の会などで様子を見て気になる子どもには個別に声かけをする等、子どもの意見表明の機会を意識した対応がなされています。・2024年9月1日から意見箱が設置されたことも、意見表明支援の取組みとして評価できます。自立支援課長が毎週1回意見箱の中を確認し、その結果を所長に報告し、何か意見が入っていれば所長が鍵を開ける扱いとしている点、意見箱には紙と取り外し可能な鉛筆が備え付けられている点等、工夫されていました。まだ実施されたばかりで1か所しか設置されていないため、今後は職員室から離れた場所を含め、複数の設置場所を設けると良いと思います。・把握できた子どもの意見については、子どもにしっかりとフィードバックするという意識の下、相談部門との間で共有がなされています。情報をデータとして共有するだけでなく、担当職員間で対面して積極的に情報共有している点は、高く評価できます。 <p>○思想及び宗教上の配慮が必要な子どもへの対応</p> <ul style="list-style-type: none">・思想及び宗教上の理由から、豚肉を食べられない児童に対する支援の実績がありました。今後も、そのようなケースの入所を想定して職員間で対応策を検討されると良いと思います。 <p>【今後に向けての提案】</p> <p>○基本的な理念を組織として掲げること</p> <ul style="list-style-type: none">・自立支援課として一時保護の目的に即した実践は十分に果たしていると思受けられますが、基本的な理念を組織として掲げ、職員間で共有していないことから、職員一人一人の意識頼みになってしまっているところが否めません。どのような職員構成になっても子どもの権利擁護を中心に据えられるように、組織として共通の理念を持つことは必要不可欠と思います。一時保護の目的に即した理念・基本方針を明記したものを作成されてはいかがでしょうか。

○権利及び権利制約の説明

・一時保護された子どもは、それぞれ事情を抱え、精神的にも不安定な状態にあります。なぜ自分が保護されたのか理解できないまま、苦しんでいる子どももいるでしょう。そのような中、入所後はそれまで当たり前認められていた権利(自己決定権、表現の自由、通信の自由、知る権利等)が制約されます。子どもたちは、なぜ一時保護されるのか、その理由や目的はどこにあるのか、しっかり理解してこそ、自分の権利が制約されている状況を受け入れることができます。入所時はもちろん、一時保護期間を通じて、常に子どもたちがこれらのことを認識し・理解できるように説明し続けることが求められます。

・権利ノートが作成されておらず、子どもたちに対しては、保護所での生活上の約束事が記載されている「生活のしおり」を元に、その中に記載されている限度で権利の説明をしているとのことでした。もっとも、「生活のしおり」には、権利について、「一時保護所で健康で安心した生活ができるように守られること」という説明が記載されているにすぎません。子どもたちが本来、どのような権利を持っているのか、一時保護されることによって、どのような権利が制約されることになるのか、その理由はなぜなのかをしっかりと説明する必要があります。また、生活のしおりには、権利よりも権利を制約するルールの記載の方が多く、ルールブックの域を出ません。表題に権利と明記し、権利に関する説明をしている冊子(権利ノート)を作成することが必要です。

・生活のしおりに保護所内でのルールを記載していますが、子どもたちが自身の権利をより意識するためには、「子ども自身の権利を守るために必要であるルール」と、「他の入所者(の権利)との関係で守らなければならないルール」とは、可能な限り分けて記載するといいかと思います。権利ノートを作成する場合、同時にルールの見直しをされることをお勧めします。

・権利ノートを作成する場合には、子どもの年齢に応じて作成し、その中に子どもの権利・子どもの権利条約について明記し、わかりやすい説明を加える必要があります。子どもの年齢に応じて対応できるように、低年齢児向けの権利ノートについてはフリガナではなく、ひらがな表記のものを別途作成されるといいと思います。

・私物に関しては、事務所に専用ボックスがありますが、申し出ないと使えない仕組みです。職員に声をかけなければならないのは子どもによってはハードルが高くなってしまふことが予想されます。子どもの私物を収納するものを個室に置く等の工夫で改善が可能ではないでしょうか。もう少し自由度を高め、柔軟に対応できるようにすることを期待します。

○子どもへの権利の説明・職員の権利学習・権利ノートの活用

・一時保護開始時だけでなく、保護開始後の生活の中においても子どもが自身の権利を意識し続けることが大事です。保護期間中に、意識的に権利について話をする時間を設けるといいと思います。また、子どもに接する職員も、子どもが権利の主体であること及び子どもの有する権利の具体的な内容について理解を深めることが必要です。外部講師を招いての研修や自主勉強会等を定期的の実施すると良いと思います。職員が子どもの権利について学ぶことで、保護所内でのルールが子どもたちの権利を制約する上で必要最小限のものとなっているかセルフチェックすることにもつながります。その上で、今後は、すべての職員が子どもに権利を説明できるよう、権利ノートが十分活用できるような取り組み(例えば、職員説明用テキストを作成する等)がなされることを期待したいです。

○意見表明支援員の仕組みがない

・子どもアンケートでは、「これまでのことや今後どうしたいか職員に聞いてもらえましたか」という問いに対して、「聞いてもらえた」と回答したのが60%、「職員や児童相談所の人で、話をよく聞いてくれる人はいますか」という問いに対して、「いる」と回答したのが60%となっており、自分の話を聞いてもらっていると思っている子どもが6割程度であることが分かります。また、「ここでの生活で嫌なことや困っていることがありますか」という問いに対して、「ある」と答えたのが60%であるのに対し、「不安なことや困ったことなどがあつたときに職員に相談できましたか」という問いに「できた」と答えたのは40%でした。これらのアンケート結果からは、一時保護所職員や児童相談所職員の努力によっても、自分の気持ちを言えていない子どもが相当数いることが分かります。

子どもの意見表明権を保障する上で大事なことは、一時保護所職員や児童相談所職員で子どもの気持ちをすべて聞き取ることができると思わないことです。子どもたちは、大人のことをよく見えています。相手によって、話をしなかったり、話を変えたりすることもあると思います。保護所や児童相談所職員以外の第三者によるヒアリングを実施することにより、子どもの気持ちを多角的に捉えることができ、より子どもの真意に沿った支援ができると思います。意見表明支援員については、今後導入予定とのことでしたが、支援員の養成がなされていないようであれば、一時保護所の第三者委員を設置し、第三者委員による子どもからの聞き取りを実施する等の取り組みを検討されてもいいかと思えます。

・子どもに対するアンケートでは、「外出、面会、電話など、あなたがしたいときにできていますか?」という質問に対し、5名中4名(80%)が「希望したことがない」と回答しています。この「希望したことがない」には、「希望したいと思わなかった」という他、「希望したいと思ったが実現しなかったからあえて希望しなかった」とか「希望できること自体知らなかった」という場合も含まれると思います。これらの回答の背後に隠されている子どもの真意を把握することにより、子どもの権利が必要以上に制約されていないか再検討してください。

○一時保護解除に向けて

・一時保護の解除により、子どもはそれまでの守られていた生活から一気に環境が変わります。その後の生活に多大な不安を抱えている子どもも少なくありません。解除後、困ったときの相談先を複数認識できているかどうかで、子どもの安心感は大分違います。相談先(担当の児童相談所、地方自治体の子どもの電話相談、弁護士会の子どもの人権110番等—石川県こどものなやみごと相談—)について具体的にアクセス方法を教えると共に、一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明するためのツールやハンドブックがあるといいと思います。相談部門と作成について検討を進められるとよいと思います。

・退所する児童について、他の児童には知らせず、挨拶なしに退所させているようですが、やはり子どもたちから見ると不自然な扱いだと思います。保護所で短い期間でも共に過ごし、プライベートの話はできないまでも、心のよりどころとしていた可能性もあるでしょうから、突然の別れは喪失感や不安感を呼び起こすと思います。最後に挨拶をすることで気持ちが整理されることもあると思うので、今後の対応については、職員間でしっかり話し合っただけであればと思います。

○保護所における生活の満足度

・学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか」という問いに対して、「あまり楽しくない」と答えたのが20%、「楽しくない」と答えたのが40%となっています。食事がおいしいですかという質問に「おいしい」と100%答えているのに、「食事の時間は楽しいですか」という問いに対しては、「楽しくない」が40%に上っています。活動や食事の時間が楽しくないという回答が過半数を占めているわけですが、「ここでの生活(全体をと

おして) はどうでしたか」という問いに対しては、「まあよかった」と回答した人が 60%います。楽しくなくても生活は「よかった」と言えるのかもしれませんが、「ここでの生活でうれしかったことはありますか?」という問いに対しては、80%が「ない」と答えています。職員が子どもたちに寄り添おうと一生懸命なのに、子どもたちはなぜ楽しくないと思うのか、うれしいと思えることがないのか、この辺りは子どもたちから聞き取り、子どもたちの意見を参考にしながら、保護所での生活の在り方を再検討されるといいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	A
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	B
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	A
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
No.10	個別支援は適切に行われているか	A
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	B
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	A
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○設備等の更新</p> <ul style="list-style-type: none">・昭和 40 年代の建設から 50 余年が経過する中で、施設及び設備の老朽化や狭隘化は進んでいます。しかし、自動水栓の洗面所や壁紙の張替え等、内装設備の更新などをこまめに行ってきた形跡が端々に見受けられました。・居室には内カギも備え付けられており、子どもの侵入恐怖への対処やプライバシー保護に優れています。 <p>○職員の質の高さ</p> <ul style="list-style-type: none">・経験豊富で権利擁護にかかわる意識の高い職員が配属され、丁寧な引継ぎによるチームワークの強化によってハード面におけるハンディキャップをカバーしていると思われます。・場合によっては、相談部門からの応援で対応しています。他部署からの応援が必要な人員配置自体は改善を要しますが、相談部門が応援すること自体は、各職種の連携やチームワーク向上に積極的に貢献している面もあります。 <p>○改善への取組み</p> <ul style="list-style-type: none">・今般の設備運営基準や一時保護ガイドラインの改正を受けて、環境及び体制の整備に着手し始め、職員間及び組織として様々な議論を行っている様子が伝わってきました。 <p>○書類等の適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none">・書類や記録等は適切に管理され、更新もなされていました。 <p>○地域資源の適切な活用</p> <ul style="list-style-type: none">・兼六園、金沢城、21 世紀美術館、暮らしの博物館など徒歩圏域の名所、施設を月に数回訪問するなど、立地条件を活かした資源活用がなされています。外部団体との連携は少ないものの、子どものレクリエーションや学びにとって有効な機会となっています。 <p>【今後に向けての提案】</p> <p>○新築移転に向けての検討</p> <ul style="list-style-type: none">・居室の利用を除いて、学齢児と幼児は同じエリアで過ごしています。もちろん、学習や保育は別々に行われていますが、自由時間などは同一の空間で過ごすこととなり、一長一短です。年齢を越えた交流や学齢児と幼児にまたがる兄弟などの場合はメリットも大きいですが、時には、同世代だけで過ごしたくなるような学齢児は、幼児の就寝時間まで待たなくてはなりません。いろいろ工夫はしているものの、設備上の限界があります。今後

に移転新設を計画予定とのことですが、検討委員会等でぜひ、設備運営基準を満たす居室空間やユニットの整備をご検討願います。

- ・個室の必要な子どもに対して、現在は居室のやりくりで工夫して提供していますが、しわ寄せが起こる可能性もあり、都度、調整をしないで済む環境を目指してください。

○管理者・指導教育担当職員の位置づけの明確化

- ・管理者や指導教育担当職員の配置が義務化されました。貴所においては、実質上の管理者は課長が担い、また、指導教育担当職員は課長を想定し、外部研修を受講するなどされていますが、組織として明確な位置づけがなされることを期待します。

○マンパワーの強化

- ・18名を定員とする保護所として職員8名では、マンパワー不足を感じます。ただ、実際の入所児童数が10名前後のため、安全面などクリアはできていると見受けられます。今後、定員を見直すことも含め、マンパワーの増強の際は看護師及び心理療法担当職員を優先して配属してください。また、日曜日の日直が相談部門の応援を仰いでいる状況も改善できればよいと思います。

- ・夜間職員の2名が会計年度職員でローテーションされていました。夜間における行動観察やケアを十分行うためにも正規職員の配置を目指していただきたいです。

○研修の開始時期の前倒し・職員用の専門書の充実

- ・一時保護所の内部研修の開始時期が9月になっていましたが、後期における外部研修受講の機会などを考えるともう少し早くスタートできた方がよいと思います。

- ・児童相談所では「トラウマインフォームドケア」が必要であるとされています。職員インタビュー等からは、この考え方に基づく支援が行われていると思われましたが、体系的な研修を行うことにより、専門性が効率的に修得で来ると考えられます。さらに研修内容の充実を求めます。

- ・全般的に職員が活用できる専門図書類が少ないようです。

○外部機関との連携

- ・一時保護所の職員は子どものケアに専念する役割が主とは言え、警察との連携強化のため、連絡会に参加するなどの機会を作ってください。

- ・地方都市であることから、外部団体や専門家等は限りがあると思われそうですが、一時保護所でどんな活用ができるか研究から始めてはいかがでしょうか。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	A
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	A
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	B
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	A
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○新ガイドラインに沿った支援のための具体的行動</p> <ul style="list-style-type: none">・今般の設備運営基準や一時保護ガイドラインの改正を受けて、今年度に入ってから一時保護所の運営についても見直しをしようという動きに転じた様子が見られました。職員間及び組織として様々な議論を行っている様子が伝わってきました。・一時保護施設設備運営基準の制定を受けて、今まで伝統的に続けてきた子どもへのケアやルール、物品の扱いなどについて見直しをはじめ、そのいくつかは実現し始めています。 <p>○職種間の密接な連携</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的に、児童相談所ごとに一時保護施設を配置しています。児童福祉司や児童心理司と日常的に綿密に連携が図られています。 <p>○家庭的養護</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模なことを生かして、家庭的な雰囲気を持っています。さまざまな装飾や自由に使える遊具や漫画本などが整理されています。・食事は家庭的料理で、とてもおいしいものでした。子どものアンケートでも、全員がおいしいと回答している事にも裏付けられます。引き続きこうした食事が提供できるよう望みます。 <p>○個に応じた支援やストレンクスを引き出す支援</p> <ul style="list-style-type: none">・生活の組み立てや活動の構成においては、基本線は決められていますが、一律に強制されることなく、個の実情に応じ臨機応変に対応しています。個の実情に応じた対応を行うことは「特別扱い」となるからと抵抗を示すことも少なくないですが、そのようにとらえる職員はいないようでした。・学習用の教科書、ワークブック、辞書類、プリント学習用にレベルごとにプリント準備されています。・フルタイムで小学校校長 OB が学習指導員として配置されています。学習は、保護された子どもと丁寧なコミュニケーションを通じて学習課題を設定し、学習意欲の低下した子どもの学習意欲を高めています。また、子どもごとに学習プランが作成され、さらに一時保護解除時には、学力レベルや実施した学習指導内容が簡潔にまとめられています。学習のまとめの記述から、学習指導が優れている点や努力した点などのストレンクスを積極的に見出そうという姿勢がよくわかります。 <p>○在籍校との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・在籍校とは児童福祉司を通じて連携を取っており、教材の提供や子どもへの面会により、在籍校とのつながりが断たれないようにされています。 <p>○職員のワークライフバランス</p> <ul style="list-style-type: none">・時間外勤務が低い水準で押さえられ、職員のメンタルヘルスやワークライフバランス上、望ましい状態です。勤

務時間中、ずっと緊張を強いられ、子どもの被虐待の症状としての攻撃性にさらされることの多い一時保護所職員の安全やメンタルヘルスの維持には、過重労働があってはなりません。

【今後に向けての提案】

○基本的な生活支援

・入浴日が月水金であること、湯船のお湯を子どもが入れ替わっても交換していないこと、朝食がパンと牛乳とヨーグルトであることについて、これらのことは不適切とまでは言えないかもしれませんが、子どものニーズに沿って考えれば改善の余地があるのではないのでしょうか。

・聴き取りからは、朝食がやや貧相に思われました。食事に関しては、可能ならば、ときどき管理栄養士による献立のチェックや、必要栄養素の計算をお願いできるとさらに良いと思います。例えば、児童自立支援施設に管理栄養士が配置されていれば、支援を受けたり、必要により兼務発令をするなども考えられるでしょう。「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について(令和2年3月31日)(子発0331第1号/障発0331第8号/)」では、入所施設における栄養素の量は「食事摂取基準」とされていることから管理栄養士の関与は必要です。

・中高生にとっては、やや就寝時間が早いように思われます。職員体制から仕方がない部分もあると思われませんが、職員体制から子どもの生活のあり方が決められるのではなく、子どもの適切な生活のためにどんな職員体制が必要なのか、どんな施設運営をしなければならないのかが検討されなければならないのだと思います。

○子どもの健康管理

・現状の職員配置では、さまざまな健康上の課題をかかえる子どもの支援で支障をきたします。アレルギーだけでなく、他の自治体では、医学的知識を必要とする難病や健康上「自己注射」が必要な子どもが一時保護された例などもあります。こうした子どもに適切に対応していくためには、看護師の配置は欠かせません。

・看護師が未配置のため、通院の要否や通院付き添い者をどう確保するかが日々の課題もなっています。

・小学校低学年以下の子どもに、歯磨きは大人による「仕上げ磨き」が必要です。

○生活の組立て

・中学生、高校生ともに午後9時が就床時間となっていますが、高校生にとって9時は少し早く感じました。入所者の声を聴きながら今後、見直しても良いかと思います。

○組織理念や事業計画

・専門性の高い人員配置が、施設の基本理念を明確化しなくても、共通認識を持てることにつながったと思われ、基本理念の明文化しなくすんできたのかもしれませんが。組織としては、基本理念（大切にすべきこと）⇒組織の方針や目標設定⇒組織の事業計画⇒日々のケアや業務の推進 の流れが重要です。理念の言語化をされることを期待します。

・子どもたちの月1回の行事予定は組まれていましたが、一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定は行われていないようでしたので、策定されることを期待します。

○専門性のさらなる向上

・子どもの支援におけるストレスを生かすこと、トラウマインフォームドケアの考え方によるケア、性的問題と「自他

の境界]や「透明バリア」の概念の理解と実践などさらなる学術的根拠に基づいた専門的支援ができるよう、職員の学習の機会が増えることを期待します。

- ・一時保護所としての質の向上を行うための仕組みはこれまでなかったようですが、今回の評価受審に当たって自己評価やアンケートを取るに至っており、今後も継続して自己評価を実施されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	A
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	B
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	A
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	A

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
<p>【優れている点】</p> <p>○職種間の密接な連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所が児童相談所に併設されていることのメリットが活かされ、相談部門との連携が日常的に緊密に行われています。 <p>○行動診断に向けての活発な議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観察会議として定期開催はないものの、必要に応じて行動診断が担当児童福祉司、児童心理司、担当児童指導員、各課長を含めて実施され、活発な意見交換がなされていました。 <p>【今後に向けての提案】</p> <p>○適切な行動診断のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動観察記録においては、詳細に記載されていましたが、どちらかと言えば子どもの問題点や課題の記述が多く、強みや長所が少なく感じました。行動観察の中で課題のみならず、ストレンクスを見出していただけると、今後の対応の大きな手がかりとなります。 ・職員体制等の事情により、実施が難しい面もあると思われませんが、行動観察及び行動診断については、一時保護所の職員全員が集まって行う観察会議を定期的実施することにより、一時保護所としてより専門的で適切な検討・判断が期待できます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	B
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	B
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	A
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A

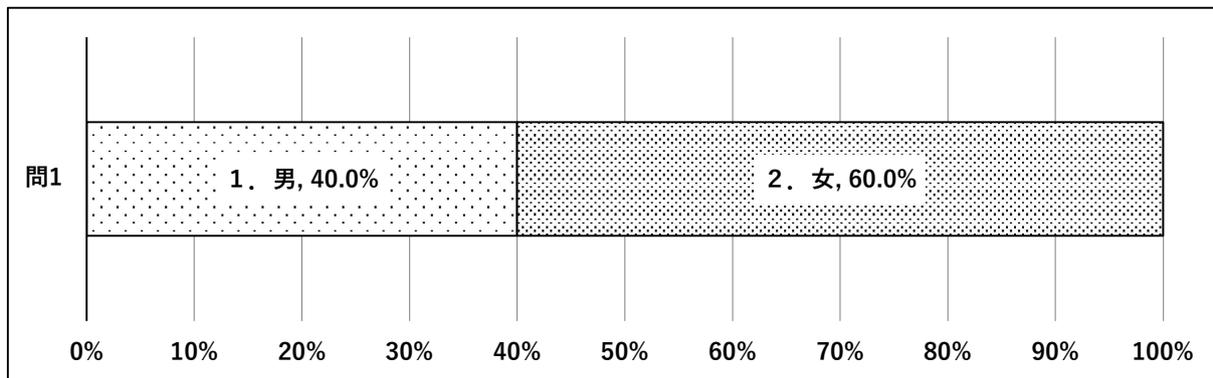
こどもアンケート結果

(2024年8月実施)

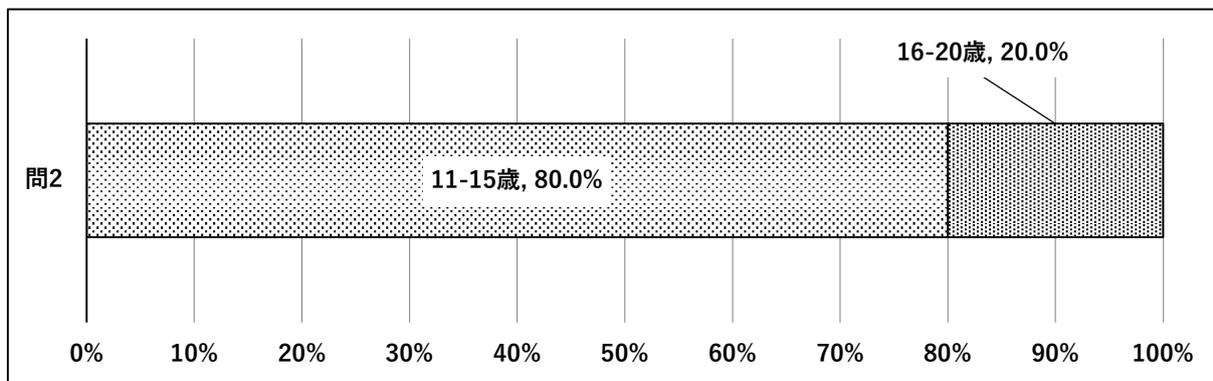
対象：上記期間内に一時保護所へ入所中の子ども

回答者数：5人

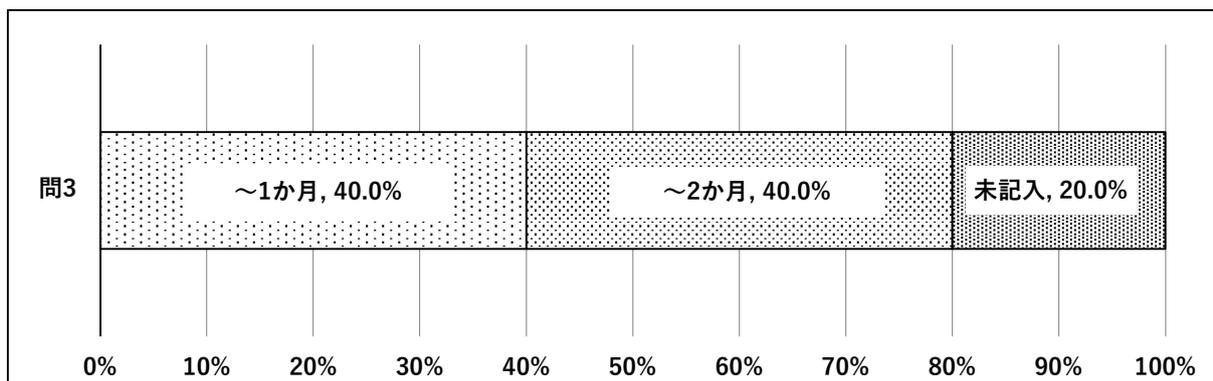
問1 性別は。



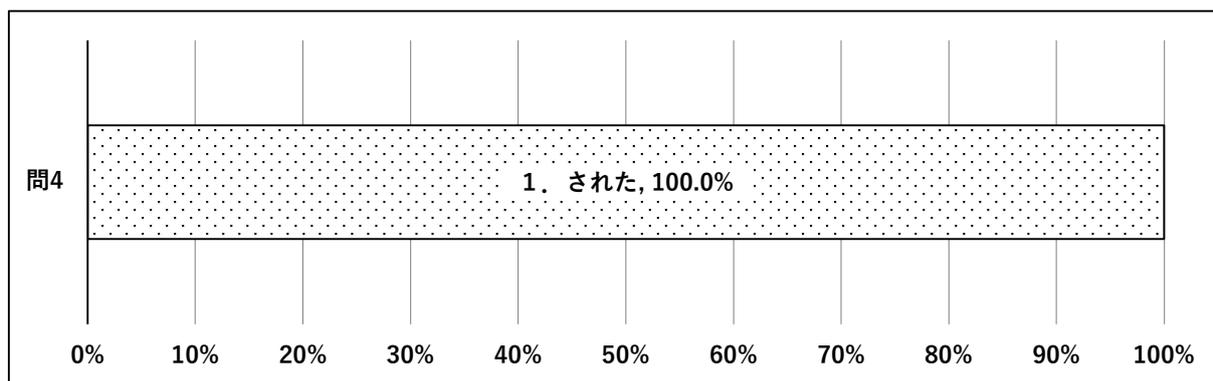
問2 年齢は。



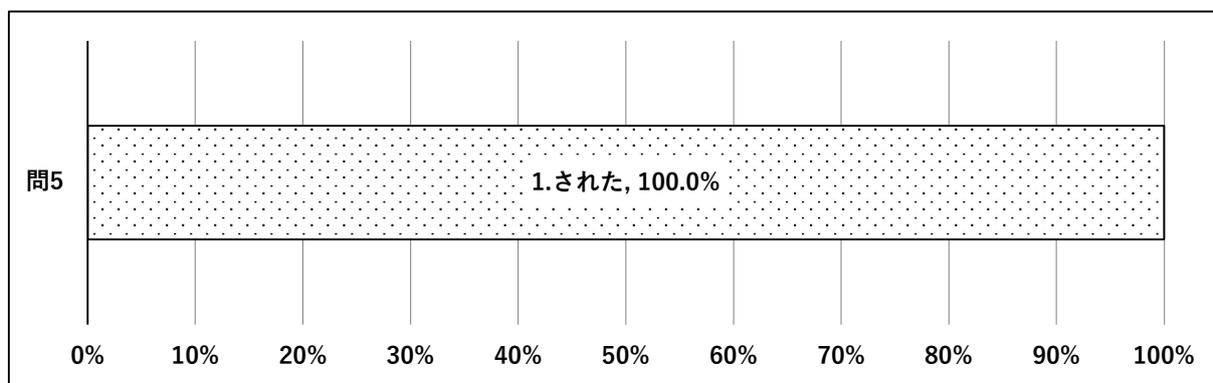
問3 ここ(一時保護所)に来た日から今日で何日目ですか。



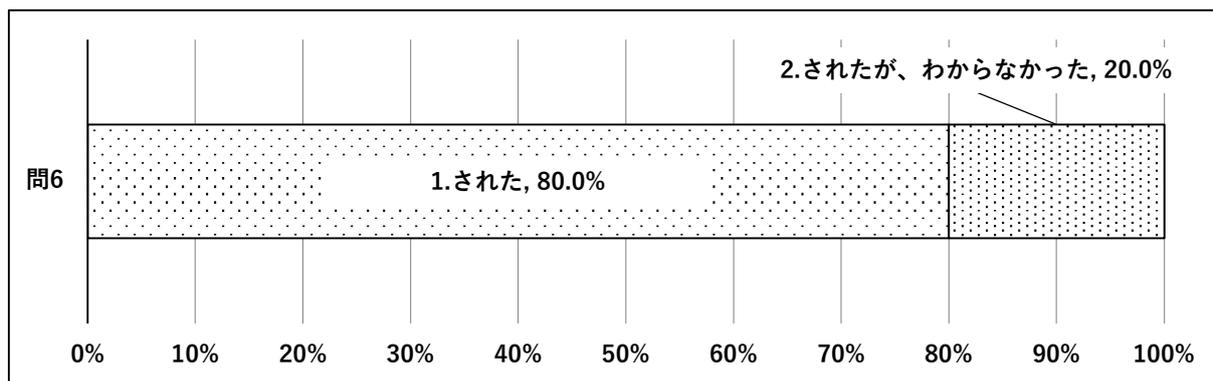
問4 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。



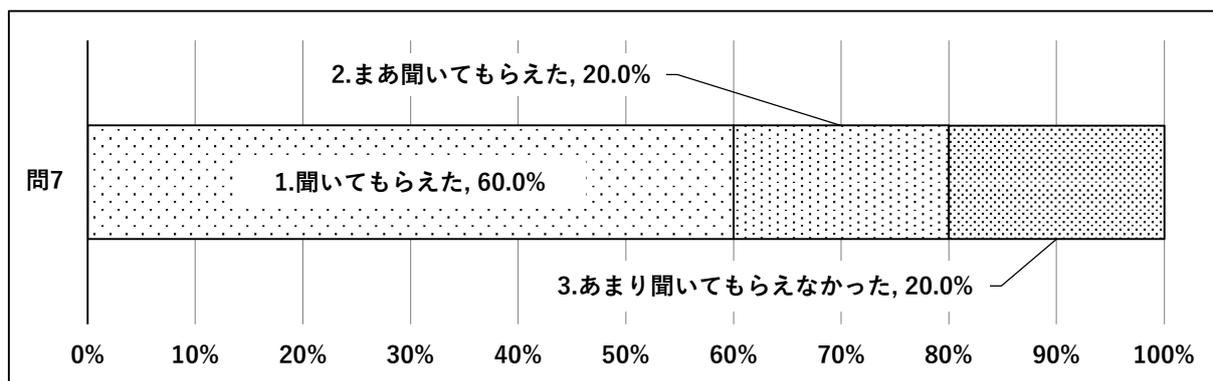
問5 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



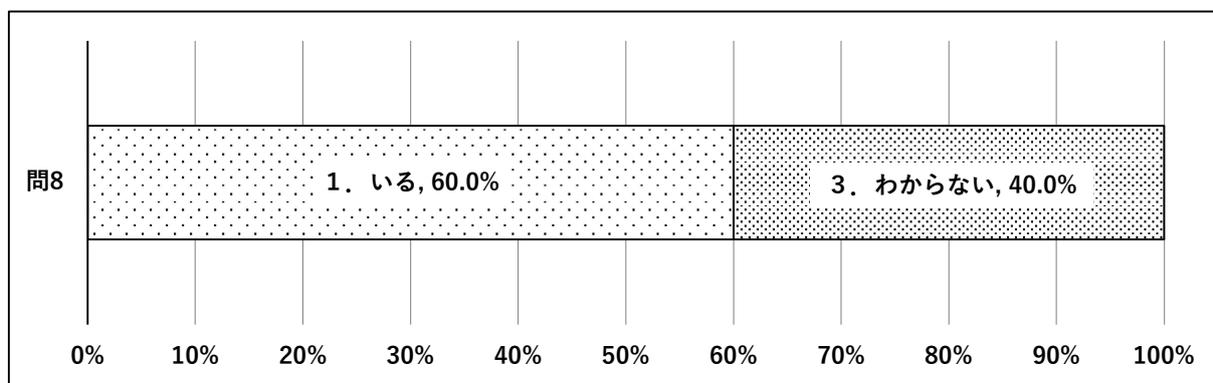
問6 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



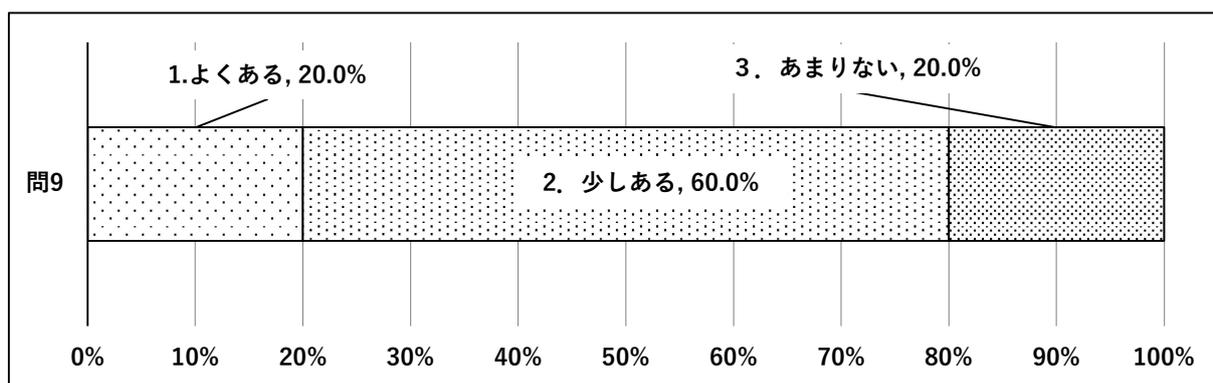
問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



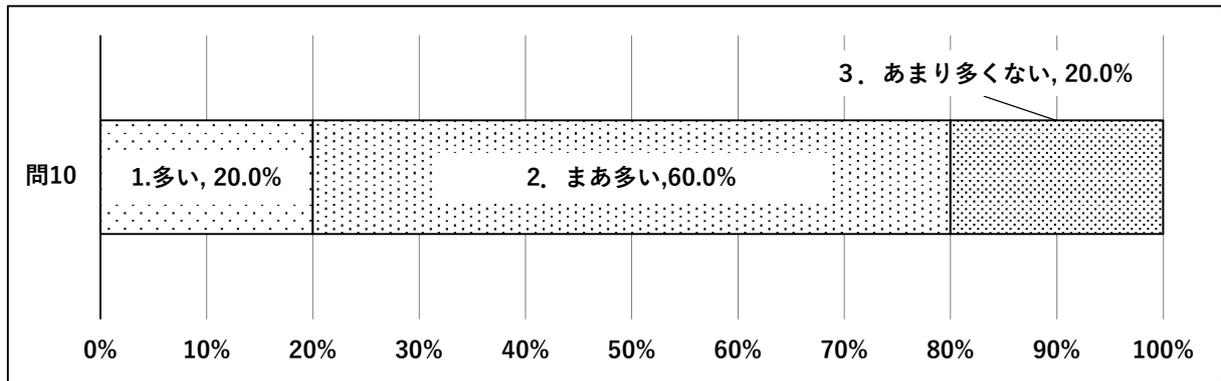
問8 この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。



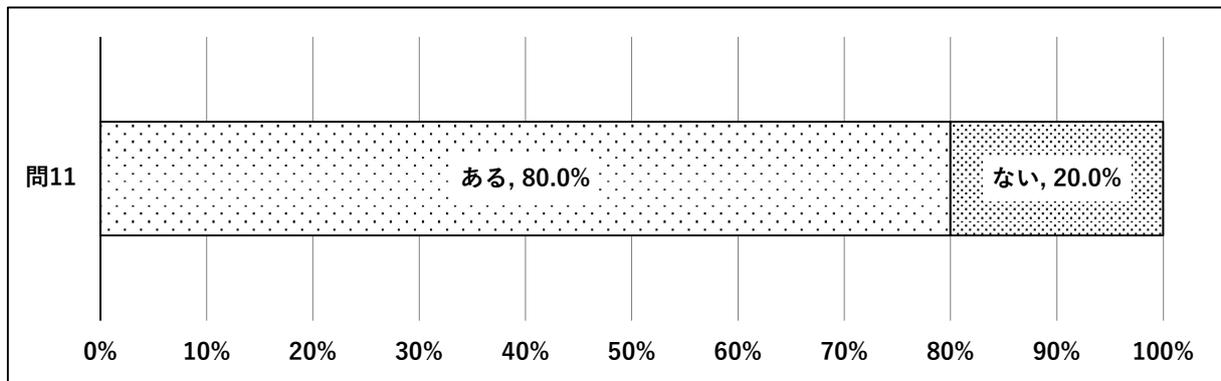
問9 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問10 自由に過ごせる時間は多いですか。



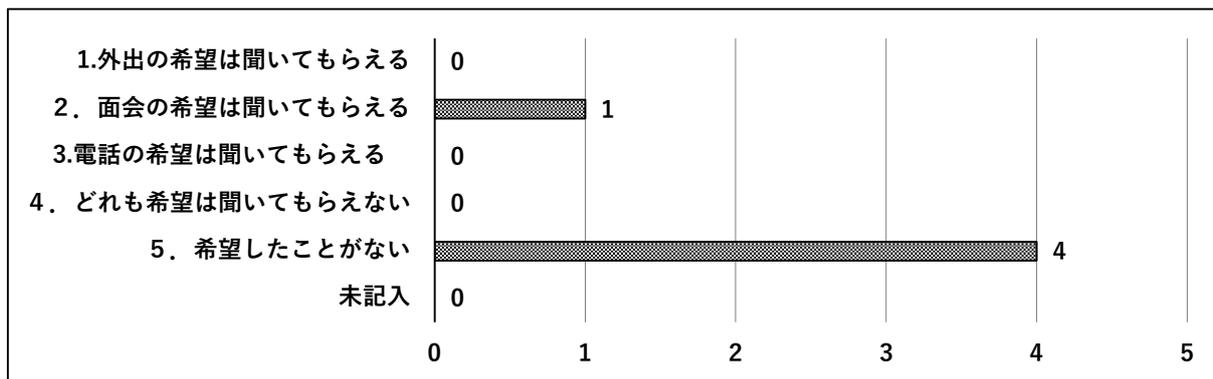
問11 自由時間で楽しいことはありますか。



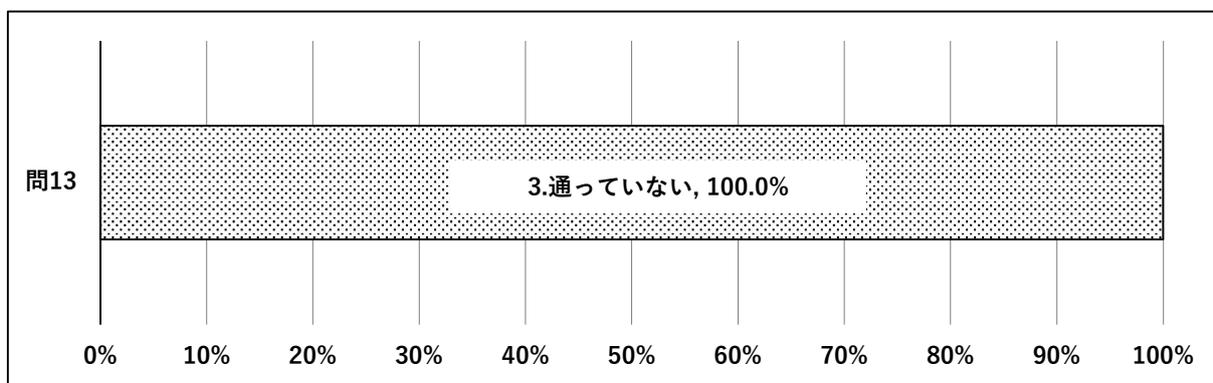
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
バスケットや面せつの遊び場で遊んでいるとき
CD聞ける。へやで勉強できる。
僕は毎週2回あるレクリエーションが好きです。とくにおやつ作りやペーパークラフトがとても楽しかったです！！
まんがを読むこと

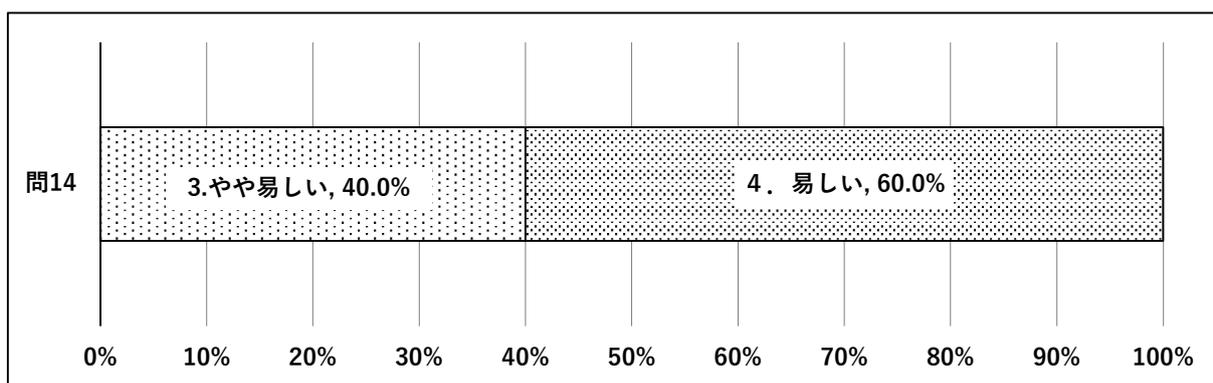
問12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



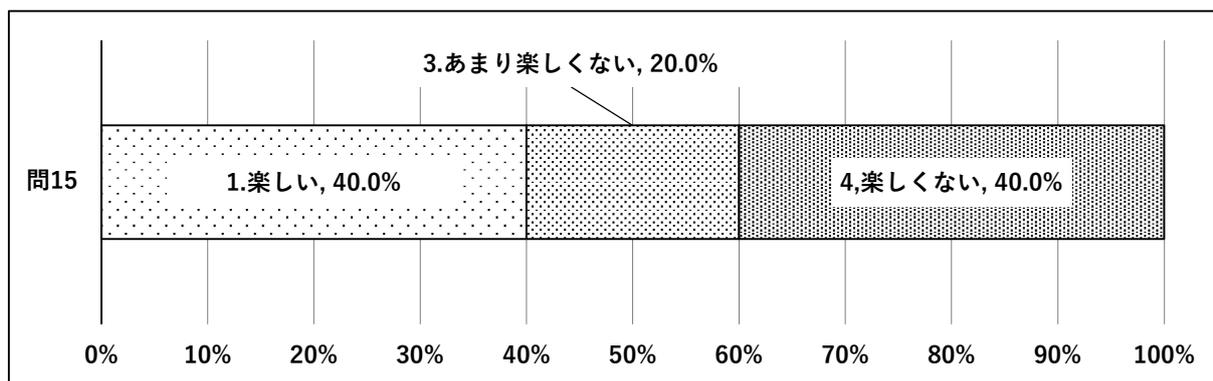
問13 ここから学校に通えていますか。



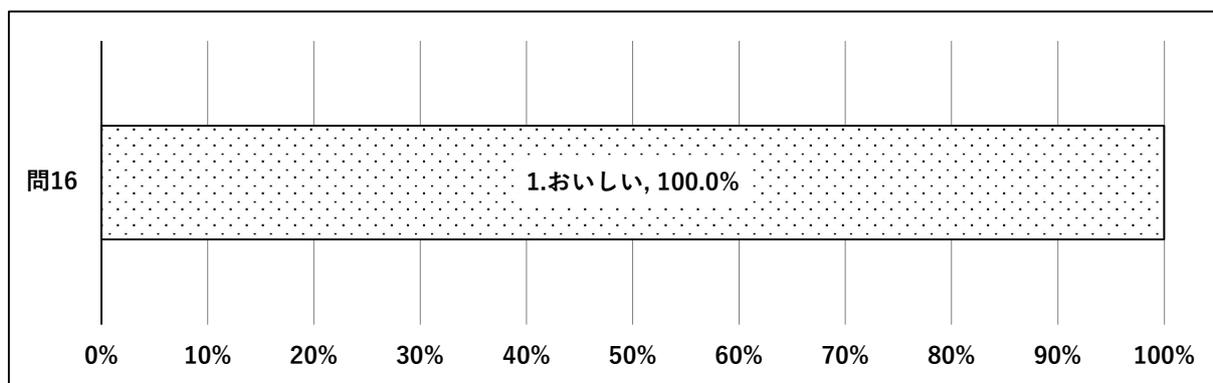
問14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



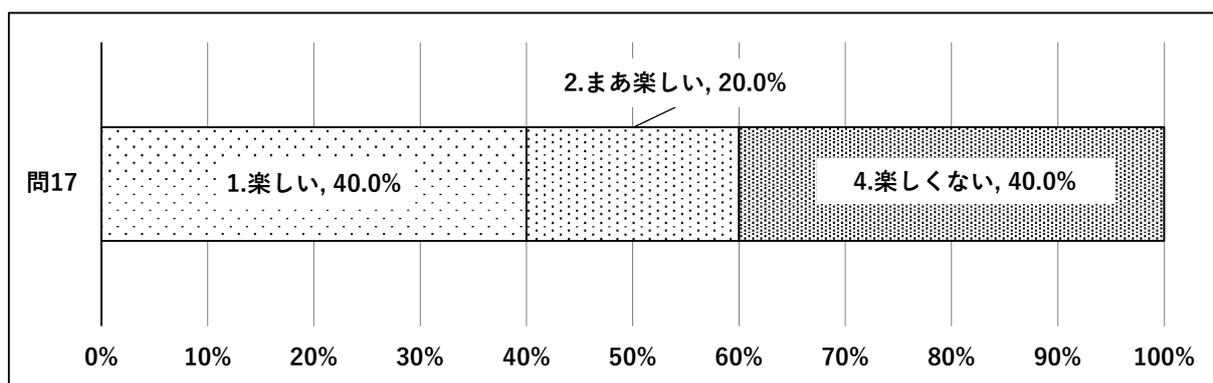
問 1 5 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



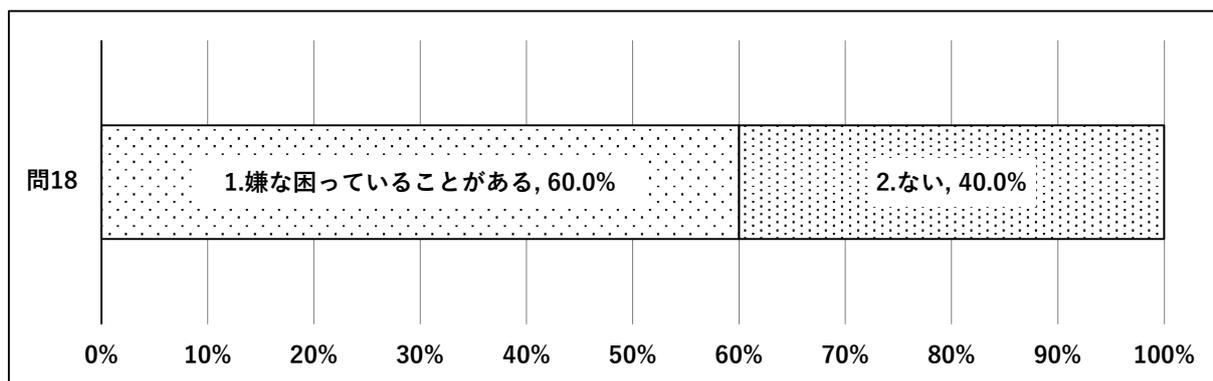
問 1 6 食事はおいしいですか。



問 1 7 食事の時間は楽しいですか。



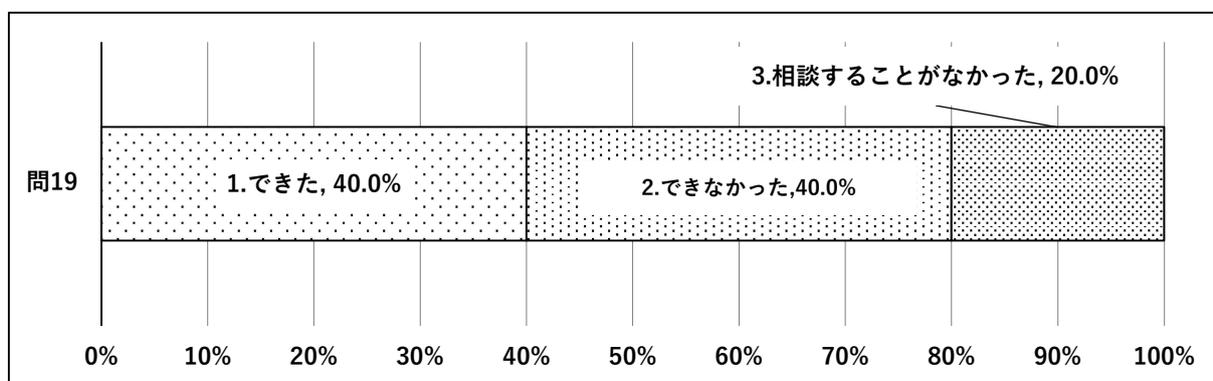
問18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



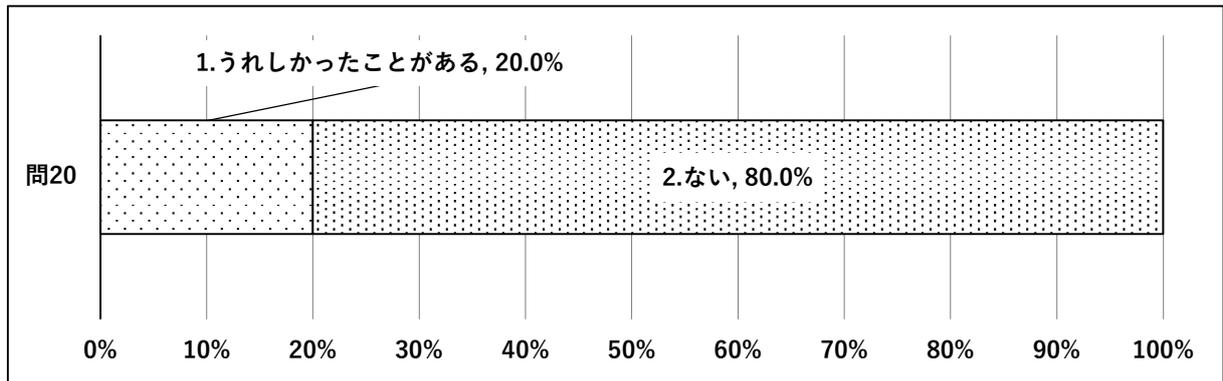
(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
体育館の使用時間が少ない
勉強時間が少ない
友だちに電話ができないことで困っています。男性職員にごはんのりをへらすと「ダイエットしているの?」と皆の前できいてくる所がイヤ。

問19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



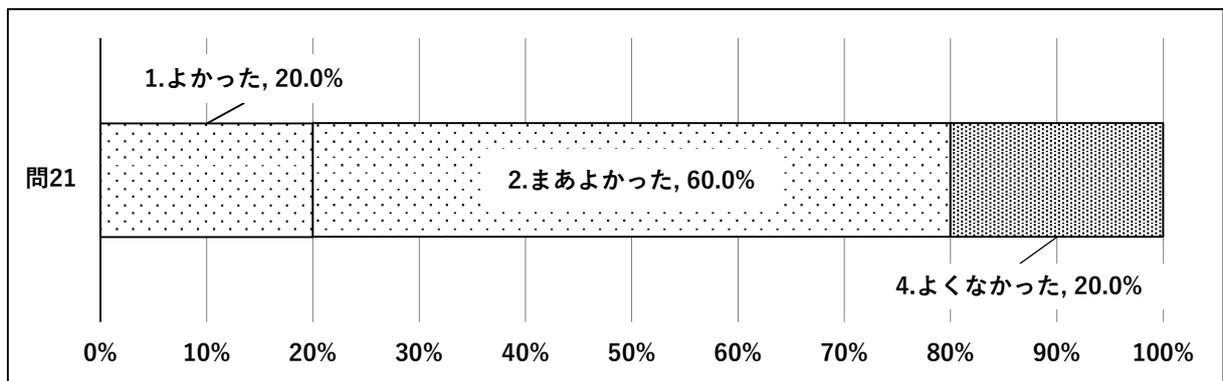
問20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
テレビが見れた。レクが楽しい！

問21 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問22 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
特に無し。
ツインテールなど高い所でむすびたい。外がレクの時じゃないと出れない。
体育館使う時男女べつではなくて男女なかよくあそびたいです！！
私服ありにしてほしい。
ごはんの時以外は女の子のかみの毛も自由にしてほしい。
べんきょう時間もう少しみじかくしてほしい。
男女で話したりあそんだりしたい！！